

飯塚市体育施設指定候補者の選定結果

飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年 3 月 26 日飯塚市条例第 13 号）第 5 条の規定に基づき、指定候補者として、以下のとおり選定した。

1. 施設概要

名 称：飯塚市穂波体育館
飯塚市穂波 B&G 海洋センター
飯塚市穂波野球場
飯塚市穂波グラウンド
飯塚市穂波テニスコート
飯塚市穂波市民プール
飯塚市穂波東グラウンド
飯塚市筑穂野球場
飯塚市筑穂多目的グラウンド

所在地：飯塚市秋松 408 番地
飯塚市平恒 54 番地 24
飯塚市平恒 1 番地 6
飯塚市平恒 1 番地 6
飯塚市平恒 1 番地 6
飯塚市平恒 54 番地 24
飯塚市南尾 252 番地 14
飯塚市大分 1985 番地 53
飯塚市大分 1985 番地 53

設置の目的：市民の体育の振興及び文化の向上に資するため、飯塚市体育施設を設置する。

条 例：飯塚市体育施設条例
（平成 23 年 12 月 27 日飯塚市条例第 30 号）

2. 指定予定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

3. 指定候補者

名 称：一般社団法人飯塚市スポーツ協会

所在地：福岡県飯塚市鯉田 1560 番地 5

代表者：代表理事 福田 良人

4. 選定経緯

令和 6 年 4 月 1 日～ 5 月 31 日	申請要項配付
4 月 17 日	現地説明会
5 月 29 日～ 5 月 31 日	受付期間
7 月 5 日	第 1 回指定管理者選定委員会
	①飯塚市体育施設の現地調査を行い、 施設概要や管理・運営状況を把握
	②施設所管課へのヒアリング及び申 請者から提出された書類の審査
	③プレゼンテーションに際しての協 議
7 月 24 日	第 2 回指定管理者選定委員会
	①申請者による事業計画等のプレゼ ンテーション
	②申請書類及びプレゼンテーショ ンにおける申請者への質疑応答
	③選考基準に基づく採点及び審議
	指定候補者決定

5. 選定基準及び評価点

選 定 評 価 書

選定基準	審査項目		申請者
			一般社団法人飯塚市スポーツ協会
(1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取り扱いを行われる恐れがないこと	利用者の平等な利用の確保	(1) 利用者の平等な利用の確保が図られているか	60
	個人情報保護対策	(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか	
(2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること	施設の設置目的の理解	(3) 施設の設置目的の理解がなされているか。	59
	管理運営理念・方針	(4) 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本的方針が示されているか	
(3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	事業計画、方針	(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか (6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか (7) サービス向上が見込める提案がなされているか (8) 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか (9) モニタリングに対する考え方は適切であるか	267
	事業収支計画	(10) 収支計画が適正で施設の管理運営に係る経費の縮減が図られているか (11) 見積額	
	地域との連携、社会貢献	(12) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の雇用への取組みに十分な配慮がなされているか (13) ワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進に向けた取り組みはなされているか (14) 再委託や物品調達などについて市内の企業等の積極的な活用に十分な配慮がなされているか。	
(4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること	業務実績	(15) 同種・同類の業務実績があるか	183
	実施体制	(16) 団体の運営体制の安定性・継続性は確保できるか (17) 有資格者を含めて人的配置は十分であるか (18) 危機管理体制、安全対策は十分であるか (19) 指定管理者の滞り事由による損害賠償等のリスクに対応できるか	
	経営基盤	(20) 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・公平性）は十分であるか	
	総合計	569	
	総得点(満点)	800	
	得点率(総合計 / 総得点)	71.12%	

6. 選定理由

- (1) 日々の点検及び管理をきちんと行い、修繕が必要な場合は素早く対応している点を評価する。
- (2) 大きな事故が起きていない点を評価する。
- (3) 部活動地域移行にも対応していくということで、飯塚に住み、スポーツ経験者でありながら活用されていない人材が、今後活躍できる場ができることを期待する。